

# 新疆ウイグル自治区における国家統合と民族区域自治政策

—— 1950年代前半の自治区成立過程から考える ——

田中 周

## I. はじめに

新中国成立間もない新疆では中国共産党への抵抗が相次いで生じた。例えば政府見解によると、1954年から57年にかけて新疆南部の墨玉（カラカシ）県、洛浦（ロプ）県、和田（ホタン）、喀什（カシュガル）地区英吉沙（イェンギサル）で暴動が生じ、これらの抵抗は宗教指導者アブドイミット・ダモツラが、当時海外に逃亡していた民族主義者ムハンマド・エミン・ボグラ<sup>1</sup>の指示を受けて画策したものとされる。真相は定かでないが、共産党が新疆へ進出した当初、新疆は権力の空白状態にあり、50年代はこれら反政府勢力の掃討と、軍の配備、新疆生産建設兵団団場の設置、民族区域自治政策の実行等を通じて共産党が支配力を強化し、現地諸民族を取り込んでいった時期と位置付けられる。

1949年10月に人民解放軍が新疆に進駐する以前、この地には漢人支配からの脱却を目指す現地テュルク系ムスリムによる二つの共和国が存在した。一つは1930年代にカシュガルで成立した「東トルキスタン・イスラーム共和国」である。しかしその支配地域は限定されており、権力基盤の脆弱さから、翌年にはトゥンガン（現代中国の民族区分でいう回族）軍閥の攻撃を受けて崩壊に至る。この後新疆全域は漢人軍閥の盛世才により掌握されるが、彼は次第にテュルク系ムスリムに対して抑圧的な態度で臨むようになる。44年には新疆北部の伊犁（イリ）で生じた反乱が承化（アルタイ、現在は阿勒泰）、塔城（タルバガタイ）の三区に広がり、二つ目の共和国「東トルキスタン共和国」が誕生した。さらに勢力圏拡張を目指

す共和国政権に対して危機感を募らせた国民党は、ソ連の仲介によって共和国側との和平交渉を試み、46年に新疆省政府が成立する。しかしこの連合も長くは続かず、翌年に瓦解してしまう。そして49年に入って中国共産党は西北に進出する際、北疆で依然勢力を維持していた旧共和国勢力と接触し、これを取り込むことで新疆への進駐を果たすのである。ただし、東トルキスタン共和国に参画しながらも共産党に与する事を拒んだオスマン、哈密（クムル）のヨルバルス、あるいは国民党の残存勢力による抵抗が各地で続き、共産党の新疆支配の障害となっていた。

解放軍の進駐間もない12月17日には、中国共産党中央の批准と人民政府11次政務会議を経て、ブルハン（ウイグル族<sup>2</sup>）を主席とし、高錦純（漢族）とサイピディン（ウイグル族）を副主席に据える新疆省人民政府が成立するが、これによって新疆全域を統べる政府が誕生したと見るのは誤りである。事実この時点では、人民解放軍は全ての都市を掌握しておらず、アルタイやホタンといった国境に近い主要都市に駒を進めていなかった。

そこで本論では、49年当初に確固たる支配基盤を持たなかった中国共産党が新疆を統合していく過程を探る。具体的には、民族区域自治政策の実施を通じて各民族自治機関が設立され、最終的に新疆ウイグル自治区が成立（55年10月）するまでを扱うが、この時期設定の理由は、自治区の設立をもって中国共産党の支配基盤がひとまず確立したと考えるためである。50年代前半は既存の人的、制度的資源を温存、利用して、各民族の自治権を可能な限り擁護する形で新疆の統合が進められたことを検証する。

中国共産党は民族区域自治政策を「自治権の付与によって、民族団結と民族の共同発展と繁栄を

目指す」政策と謳う。しかし建国以来60年に渡り実施されたきたこの政策によって、民族間の軋轢が消えたわけではない。毛里和子は新疆における民族紛争が、経済的要因、文化的要因、政治的要因、少数民族同士の軋轢、自決や分離の要求に端を発しているとし、貧困や民族文化の軽視、自治の形骸化といった少数民族の強い不満が背景にある事を指摘する<sup>3</sup>。またフレデリック・スターは、改革開放政策と西部大開発、ソ連崩壊と中央アジア諸国の独立、中央アジアにおけるイスラーム復興、2001年の9.11事件といった出来事が、80年代以降にウイグル族を取り巻く新しい状況として出現してきた事を指摘するなかで、改革開放以降の諸政策が利益搾取、経済面における漢族の優位性助長、言語的・文化的同化、自然環境への悪影響をもたらし、少数民族間の不平の醸成に繋がっていると述べている<sup>4</sup>。

このように、現代新疆における民族間紛争の原因も、ウイグル族を取り巻く新状況をもたらす不満も、少数民族が民族区域自治政策において本来保障されるべき権利を行使できない現状と深く関係している。したがって現代新疆の民族問題を考える上で、区域自治政策が定められ実行された50年代のプロセスを考察することには意義があると考える。

中華人民共和国期の新疆の民族問題・民族政策を扱った主要な業績は以下である。毛里は政治学、国際政治学の観点から、国民国家形成を急ぐ国家との緊張した関係を実証的および理論的に分析した<sup>5</sup>。ドナルド・マクミランは政治リーダーに注目し、中央権力との関係から、77年までの新疆の民族政策の諸相を描き出した<sup>6</sup>。また加々美光行は歴史的、国際的視点から民族問題の変遷を分析し<sup>7</sup>、王柯は歴史的、思想的背景から民族政策の決定プロセスを検証している<sup>8</sup>。各少数民族自治区で実施されている民族教育と言語政策に関する体系的な研究としては、岡本雅享の研究がある<sup>9</sup>。以上の業績があるものの、建国期に共産党がいかにして新疆の統合を試みたのかを詳細に検討した研究は乏しく、解明すべき問題は山積しており、本論はこの穴を埋めるための一つの試みである。

## II. 中華人民共和国建国当初の新疆

### 1. 現地ムスリムによる相次ぐ抵抗

50年代に多発した中国に対する抵抗運動は、冒頭に挙げた新疆南部で発生した反乱のみならず、新疆北部や東部の各地でも繰り返された。その中でも特筆すべきは、カザフ族首領オスマン・イスラム<sup>10</sup>を中心とした一連の反乱である。オスマンは50年3月より51年9月にかけて昌吉、奇台、クムルなどでヨルバルス（ウイグル族）、ジャニムハン（カザフ族）<sup>11</sup>及びその息子ダリルらと共に武装蜂起し、各地でゲリラ戦を繰り返した。共産党は反乱者をカザフ族の一般大衆やその家族、家畜から切り離すことで追い詰め、青海省のガズ湖周辺へと敗走させた。この時ゲリラ兵の総数は6,700名であったが、ついに51年2月1日に共産党軍に包囲され、オスマンおよびジャニムハンは捕縛された後にウルムチで処刑される事となる<sup>12</sup>。

政府見解によれば、オスマンは50年3月から12月にかけて230回におよぶ強奪、殺害行為を繰り返したという。またこれに呼応した武装反乱各地で生じたが、人民解放軍第六軍を中心とした掃討作戦の結果、一連の抵抗運動は終息していく<sup>13</sup>。オスマンおよびその腹心による反乱は、広大な草原地帯に潜伏し、流動性が高く、複数の県をまたぎ、更には新疆の境界をも越えて展開された。彼らは部族を単位とし、宗教を規範としており、伝統観念を強く有していたために、従来生活慣習が中国共産党によって破壊されるという危機感を抱いた。加えて当時の新疆省主席ブルハンは、オスマンが国民党やアメリカと結びついて、その支援を受けていた事を指摘する<sup>14</sup>。例えば、49年までアメリカ駐在迪化副領事の職にあったマッキナンは、48年にオスマンと接触して金銭援助等によって彼らの活動を助け、自らが新疆を脱出する際に今後の反ソ、反共計画の指示を与えたという<sup>15</sup>。

またこの他にも、イリでは人民解放軍第五軍内部のトルコ系ムスリムによる反乱や、昭蘇（モングルキュレ）県の区長、郷長、末端幹部が起こし

た抵抗、元鞏哈（ニリカ、現在は尼勒克）県長でタタール族のファティハ・モスリモフと元新疆省政府委員でウイグル族のヘニーによる反乱<sup>16</sup>、冒頭にふれたアブドイミット・ダモツラにより画策された諸反乱が存在したとされる<sup>17</sup>。しかし現在、体制側のこれら反乱に関する叙述は「汎トルコ主義」、「汎イスラーム主義」と結びつけられ、反乱の思想的背景を民族主義者ムハンマド・エミン・ボグラに求める形で描かれている。これは体制にとって望ましくない動きを一律に「民族分裂主義」、あるいは「東突運動」とみなして過敏に弾圧を加える対応と一致しており、50年代に生じた諸反乱の内実をどれだけ反映しているのかについては再考の必要がある。ただし実情がどうであれ、中国共産党に対する不安と警戒が現地民族の間で存在し、それが複数の反乱として顕在化したことは疑いえない。

## 2. 中ソ交渉と新疆「解放」

ここでは49年に入疆を果たした中国共産党の支配力が、当初いかに脆弱であったかを、新中国成立前後の中ソ交渉から確認したい。

中ソ友好同盟相互援助条約は中華人民共和国成立後の1950年2月14日に結ばれ<sup>18</sup>、中国側からは毛沢東と周恩来、ソ連側からはスターリンと外務大臣ヴィジンスキーが参加し、モスクワのクレムリン宮殿において締結された。この条約調印と同時に「中国長春鉄道、旅順口および大連に関する協定」、「ソ連政府から中華人民共和国政府に長期経済借款を給与し、ソ連より購入する工業および鉄道の機械設備の支払いに充当することに関する協定」が締結されている<sup>19</sup>。

「中ソ友好同盟相互援助条約」は日本とアメリカを仮想敵とし、有事の際の軍事援助と経済援助によって相互の連携を強める事を目的としており、45年8月14日にソ連と国民政府との間で締結された中ソ友好同盟条約に代わる役割があった<sup>20</sup>。「中国長春鉄道、旅順口および大連に関する協定」では有事に備えてソ連がこれらの鉄道と港を使用し、軍需物資を運搬できることが取り決められた。また借款供与に関する協定では、借款及び利息の返済期限を63年12月31日までの10年間として、毎年3億米ドル（35ドルが純金1オンスに相当する計算）を5年間中国に供与し、ソ連

が引き渡す発電所、工場設備、鉱山設備などの支払いに当てることを決定している<sup>21</sup>。さらにこの時、公には明かされなかったが、ソ連の極東と中央アジア、中国の東北と新疆において、外国人に利権を譲渡することを禁ずる条項を含む補充協定も結ばれた<sup>22</sup>。新疆に関連する協定は直後の3月27日にも、ヴィジンスキーと汪稼祥の間で結ばれ、新疆の石油、有色金属を共同開発する合弁企業を作ることが決定している<sup>23</sup>。これは中国が資源と土地を提供し、ソ連が資金と設備・技術を提供するという相互にとって有益な取り決めであったが、内実はいずれの会社も合弁企業としては機能せず、後に有償で中国に引き渡される結果となる<sup>24</sup>。

これら一連の協定を伴う友好同盟条約締結に至る過程では、事前の折衝が幾度も持たれており、ソ連側からは49年1月から2月にかけて当時人民委員会副議長であったミコヤンが西柏坡の中国共産党総司令部を訪れた際に、また中国側からは劉少奇が6月から8月にソ連を訪問した際に議論が交わされた。これら交渉の場では新疆問題も取り上げられ、そこでは人民解放軍の入疆時期が問題となっている。

毛沢東の見解では、中国全土の解放は順調に進んでいるものの、唯一困難な地域は新疆であり、これは人民解放軍の作戦展開地域から遠く、砂漠がいくつも横たわるといふ地理的な隔たりを考慮に入れた判断であった<sup>25</sup>。毛は当時未解放の広東、広西、雲南、貴州、四川、甘肅、寧夏、青海の八省は49年の冬までに獲得可能と考えたが、残る新疆、西康（現在の四川省西部）、台湾、海南島の解放は翌年に持ち越す心積もりであった<sup>26</sup>。

また周恩来はミコヤンとの会談において、中国西北部には国民党系ムスリム（馬歩芳、馬鴻逵を指す<sup>27</sup>）が存在し、青海、甘肅への進出を望む蒋介石とアメリカによる支援を得て、その軍事力が大きな障壁となる事を指摘する。加えて新疆の共産党勢力にも触れ、以前に存在した黨員たちは新疆軍閥盛世才により粛清され、現在は小規模なグループのみが存在すると述べる<sup>28</sup>。つまり共産党が新疆「解放」を果たすためには、まず青海、甘肅に根を張る回族軍閥の攻略が必須であるけれども、即座の掃討は困難で、さらに新疆内の協力勢

力も微弱であった事を物語っている。

こうした中国共産党首脳部の見解に対して、スターリンは以下のように返答する。「石油が存在し綿花が採れる新疆に真剣な注意を払うことを助言する。中国自身で石油を採取することは困難であろう。即座に新疆で採掘を開始すれば、2、3年後には自国の石油を得られるであろう。石油の抽出、加工地域から欽州（今の広西チワン族自治区南部、トンキン湾沿岸の都市－筆者注）にパイプラインを敷き、欽州から海路と鉄道を通じて中国全土に石油を輸送する。従って、新疆の獲得に後れを取ってはならない。馬歩芳の部隊を過大視しているようだが、我々の情報では彼はそう強くない<sup>29</sup>。」

さらに劉少奇の訪ソ中に開かれた会談（中国側参加者は劉、高崗、王稼祥、ソ連側はスターリンの他にモロトフ、マレンコフ、ミコヤン）でも、スターリンは新疆問題に触れて、新疆の占有を遅らせることに大反対している。この遅れは当地域への英国の介入をもたらす可能性がある事と、英国は現地ムスリムを反共活動に駆り立てて内乱を持続させる事を指摘し、新疆は中国が是非に欲しい大量の石油を埋蔵し、綿花を生産するがゆえに、この事態は望ましくないこと強調した。またスターリンは、新疆の漢人人口が5%に満たず、新疆を獲得したのちはこの広大で豊かな地域を発展させ、国境の防衛を強固にするために、再植民によって人口を30%にすべきであると語っている。さらに懸案の馬歩芳に関しては、その軍事力（騎兵）は大砲で簡単に打ち負かせる程度のもので、中国側が望めば即座にこの騎兵を駆逐するために40機の戦闘機を与える事も提案する<sup>30</sup>。

実際に人民解放軍第二軍と第六軍が西安を発ち甘粛に入ったのは、この提案直後の8月であり、更に歩を進め新疆東部のクムルに到達するのは10月である。解放軍の入疆が、スターリンの言に従って即座に実行された事は疑いえない。また時を同じくして新疆早期解放の指示を受けた鄧力群が三区革命政府指導者であるアフメドジャン・カシミラと面会し、新中国への参画の約束をとりつけるものの<sup>31</sup>、「急ぎ足」で新疆に進駐した中国共産党は、この地に根を下ろすための確固たる力を欠いており、その政治基盤は脆弱な状態であった。

以下では、未だ不安定な当地域に対する中国共産党の統合の試みを見ていく。

### Ⅲ. 新疆ウイグル自治区成立過程（1）

#### 1. 中国民族政策の根幹…区域自治政策

中華人民共和国期以降の新疆の歴史は、民族的・文化的・宗教的に異なる少数民族を中国共産党がいかに統合していくかの歴史でもあり、民族政策抜きに語ることはできない。民族問題に関する基本目標は一貫して、①少数民族地域を含む国家の領域的統合の強化、②冷戦や中ソ対立など、外敵に備えての辺境の安全確保、③全領域で忠誠心を持つ均質な人民の形成（国民形成）の三つであり続け、また文革期を除いて次の三点を基本原則にしてきた。第一に民族間の政治的、経済的平等の実現、第二に民族・宗教リーダーとの上層統一戦線、そして第三が本稿で取り上げる、民族政策の核心ともいえる民族区域自治政策である。これは集住する少数民族に地域を区画して一定の自治を与え、単一制国家に統合するというものである<sup>32</sup>。

1949年9月に「中国人民政治協商会議共同綱領」が採択された際、連邦制を捨て、区域自治政策を採ることが決定した。「共同綱領」には、第50条で各民族の一律平等、第51条で各少数民族の居住地区において、民族区域自治を行い、人口、区域の大小に照らして各少数民族自治機関を設立し、民族数に応じた代表を選出すること、第52条で各少数民族は人民解放軍と公安部隊に参加する権利を有すること、第53条では各少数民族は言語、文字、風俗習慣、宗教信仰の自由を保持する権利を有することが定められている。つまり民族区域自治とは、居住する少数民族に区域を画定し、自治権を与えて、これを単一制国家に統合することが目的とされる<sup>33</sup>。この民族区域自治政策は「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」（52年）で制度化され、「中華人民共和国憲法」（54年）で確定された。

では区域を与えられた少数民族に付与される「自治権」とは何であろうか。52年の「実施綱要」や54年「憲法」による規定では、「現地民族の政

治、経済、文化の特徴に従い、自治条例と単行条例を制定し、全国人民代表大会常務委員会の批准を申請できる」、「法律で規定された権限に従い地方財政を管理できる」、「国家の経済制度と経済建設計画の下で、自由に自治区の地方経済事業を行うことができる」、「民族幹部を養成できる」、「国家軍事制度に従い公安部隊を組織できる」、「職務執行に関しては、現地民族言語と文字を一種、あるいは数種使用できる」、「現地民族言語と文字を使用し、各民族の实情に合った方法で各民族の文化教育事業を行うことが出来る」、「政治指導者には現地の主要民族を当てることができる」、という権利が保障されている<sup>34</sup>。

もちろん以上のような自治権が与えられているものの、現在に至るまでそれが十分に享受されているとは言い難い。例えば、國務院が民族区域自治法を施行するための行政法規や部門規則が未制定であり、一部の民族区域自治地方においては自治条例が許可されていないといった問題が存在する<sup>35</sup>。政治的自治権の形骸化の一方で、ただし文化的側面においては、ある程度の自治権が保障されているように思える。各民族は、自民族の言語文字の使用と発展、伝統文化の保護と発展、風俗習慣の維持又は改革などの面において平等自由の権利を享受することが認められており、特に言語文字（ラジオ、テレビ、出版）を使用し、民族学校で教育を受けることができる<sup>36</sup>。

民族が固有の文化を保持するという事は、民族意識形成にとって欠かせない要素である。ウイグル族の「ウイグル族」としての民族意識に関して言えば、それが形作られた歴史は実は浅く、20世紀に入りその名が用いられ、真に定着したのは中華人民共和国の少数民族政策を通してであった。民族区域自治政策による民族文化の強調と、自民族の「区域を持つ」ことが、アイデンティティ形成に重要な意味を持った事を指摘したい。

## 2. 「ウイグル人民政府」構想と名称問題

ここでは50年から55年までの新疆ウイグル自治区成立過程を追い、そこで生じた議論を確認する。1950年1月8日に開かれた中央人民政府第14次会議上では「新疆省人民政府委員会目前施政方針」によって、「共同綱領」で規定されている民族区域自治を含む全ての民族政策の執行が確認さ

れ、これにより新疆で民族自治地方建設の準備が開始された。3月22日付の中央民族事務委員会による新疆省への指示「中央民委至新疆民委電」では、現地民族の政治、経済、文化教育、階級、歴史、民族間関係の調査を要請し、今後いかに各民族自治区域の政権機関を打ち立てていくかが問題となっている。これは中央が新疆の民族自治問題に関して初めて下した指示であり、その後約一年の準備期間を経て、1951年3月に中国共産党中央新疆分局と新疆省人民政府は新疆の人口と民族分布状況の調査に乗り出すこととなる。

1951年2月5日に中央人民政府政務院は、「中央人民政府政務院關於民族事務的幾項規定」<sup>37</sup>を發布し、各級政府に民族区域自治の推進を要求している。18日に毛沢東は、中国共産党中央政治局拡大会議で民族区域自治と少数民族幹部の養成を中心工作に据えることを指示し、これを受けて中国共産党中央新疆分局は幹部養成、分局拡大会議の開催と区域自治の研究、民族政策の宣伝を行う手配を下した。

3月に入ると少数民族幹部、各民族上層代表人物を交えた座談会が各地で開催され、そこでは①新疆は独立して「東トルキスタン共和国」が成立している、②新疆は中国から離脱しソ連の共和国となるべきだ、③新疆は中国人民共和国に加盟する一つの自治共和国となるべきだ、との意見が見られた。この状況を反映して新疆分局は中国共産党中央と西北局に以下の構想を提出している。まず、南疆ではウイグル族を主体として、ウイグル族自治区を作り、ウイグル族を主席とし、クルグス族とタジク族を副主席とする。次に東疆では漢族を主体とし、連合自治区を成立させ、漢族を主席、回族、モンゴル族、ウイグル族を副主席とする。さらに、イリ・タルバガタイ・アルタイ地区ではカザフ族を主体とし、カザフ族自治区を成立させ、カザフ族を主席に、ウイグル族、モンゴル族を副主席とする。そしてこの三つの自治区の上に、ウイグル族を主体とする自治機関を置き、「ウイグル人民自治政府」と名付ける。この政府ではウイグル族が主席に就き、漢・カザフ・回・モンゴル・クルグス・タジクを副主席とし、これを中央から委託された西北軍政委員会の指導下に置く。加えて各民族の居住状況により、自治県・市・区をこの下部に置く<sup>38</sup>。

この新疆分局の構想に対し、中央の返答は以下の点を強調するものであった。第一に、新疆省は多民族地区でウイグル族だけの居住区ではない。したがって省人民政府は、民族連合政府であるべきこと。第二に、省内の各民族居住地域は、必ず分けて区域自治を実行しなくてはならないこと。第三に、新疆分局の「ウイグル人民政府」構想は妥当ではないこと<sup>39</sup>。つまり、中央はこの分局の構想を棄却したわけである。

また先の座談会意見に対して、中国共産党中央新疆分局第一書記の王恩茂はカシュガルで開催された党政軍民幹部大会の席上で、これらの意見を誤った認識と以下のごとく断じている。第一に、座談会の意見に見られる独立の主張は、新疆人民に不利で帝国主義と反動派に利するだけだ。もし新疆が中国から離脱するならば、ソ連と中国への帝国主義の侵入を招く。独立の主張は、反動主義者の主張であり、汎トルコ主義者、汎イスラーム主義者の主張であり、新疆の各民族人民と共に中華人民共和国を支持する意志に反する。第二に、ソ連に加入するという主張は誤りで、中国の政策にもソ連の政策にもそぐわない。中ソ両国の友好を破壊するもので、両国の反帝国主義事業を妨害するものだ。第三に、連邦の主張も正しくない。共同綱領の保護は新疆に暮らす大多数の各民族人民の意見である。また、共和国の成立は中国の具体的状況に適さない<sup>40</sup>。

このように座談会で見られた意見や人民政府構想は退けられ、民族区域自治が民族平等の唯一の方法であることが最終的に強調される事となる。だがこの一連の議論からは、当時は大衆が自由に意見できる雰囲気があった事、党中央の分離独立を否定する方針が民衆に浸透していなかった事、党内においても中央と地方では区域自治に対する認識にずれがあり、試行錯誤の時期であった事を物語っている。党中央にとって地方の幹部や大衆へ政策学習、教育活動は急務であった。

その後1952年8月には、「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」が公布された<sup>41</sup>。加えて1952年8月下旬から9月上旬に開催された第一期第二次各族各界人民代表会議で、「關於執行中華人民共和国民族区域自治実施綱要的決議」が採択され、慎重かつ穩健な区域自治遂行の方針が採られる中で、「自治区名称」の問題持ち上がることに

なる。区域自治の準備を行う過程で、自治区を設立することでは一致したが、その名称をどうするかで意見が分かれた。候補は①新疆維吾爾自治区、②新疆自治区、③維吾爾斯坦（ウイグルスタン）の三つが挙がったが、「新疆」は新しく開拓した領土を意味する歴史が浅く差別的な言葉である、「ウイグルスタン」は大衆が理解できず、歴史上分裂主義者の使用した「東トルキスタン」と混同して民族間の団結にそぐわない、「新疆自治区」という案は民族団結の面からは良いが、どの民族が自治を実行しているか不明である、などの反対意見が見られた。結果、「各民族自治区の名称は、特殊な場合を除いて、民族名と地域名から作る」という「民族区域自治実施綱要」第八条の民族自治区名称規定に照らして名称は「新疆ウイグル自治区」に決定したが、この過程には周恩来のイニシアティブも存在した<sup>42</sup>。最終的には、ウイグル族が歴史的に新疆に居住してきた状況に鑑み、また漢族とのわだかまりを解くために「ウイグル」の名を冠するという配慮があった模様である。

中央政府による行政区域の名称に対する配慮が伺える事例がもう一つある。それは差別的な地域名称の変更であり、具体的には1951年5月16日の中央人民政府政務院の「關於处理带有歧视或侮辱少数民族性質的称谓、地名、碑碣、匾聯的指示」<sup>43</sup>を受けて、53年に「迪化」が「烏魯木齐」に、「鎮西」が「巴里坤（バルクル）」になどと各地の名称が改名された。このように、中国共産党中央は「民族団結」、「分離独立の阻止」を強調する中で、自治区名称の決定や差別名称撤廃を通じて、ウイグル族をはじめとする各民族への配慮を示し、その民族感情を傷つけないための慎重な対応が伺える。

#### IV. 新疆ウイグル自治区成立過程 (2)

##### 1. 各族自治地域の成立

1953年12月11日から15日に開かれた新疆分局郷級民族区域自治試建工作會議では、下層レベルの自治区域からの試験的实施を経て、全新疆で民族区域自治を完成させる決定がなされた。これに

関する具体的な政務院の指示は、第一段階は1953年12月から1954年7月にかけて7つの郷級民族地区を、第二段階は1954年3月から1954年9月にかけて6つの県級民族地区を、第三段階は1954年6月から1954年7月にかけて4つの専区級民族地区を、その後1つの行署級民族地区を成立させるというものであった。ここには、まずウイグル族以外の自治地域建設から始め、その経験に基づいて区域の小さいものから大きなものへ進めて行き、最終的に省級自治区を完成させるという見取り図が描かれている。55年9月30日に新疆省第一期人民代表大会第二次会議上で、新疆ウイグル自治区人民委員会委員を選出し、正式に新疆ウイグル自治区が成立する運びとなるが、県レベル以上の自治区域の成立時期は表1の通りである。

では次に幾つかの民族自治区域における民族人口構成の状況を見ていきたい。コブクサル・モンゴル自治県では53年当時、総人口の9842人に対しモンゴル族は5234人（人口総数の56.9%）と過半数を越えていた。次いで人口が多いのがカザフ族の3600人（39.1%）で、自治県の主席はモンゴル族、副主席はモンゴル族とカザフ族から二名選出されている。しかし必ずしも、その地域において人口が多数を占める少数民族に自治区域が与えられた訳ではない。例えば焉耆回族自治県では1954年当時、最も多く居住する民族はウイグル族で、総人口3万1857人中に占める割合は43.3%であったにも関わらず、28.9%を占める回

族に自治区域が与えられている。またバルクル・カザフ自治県では54年当時、漢族が総人口の65.0%を占める中で、32.8%のカザフ族に自治区域が与えられており、さらにバインゴリン・モンゴル自治州に至っては49年当時、ウイグル族が76.9%を占める中で、11.7%に過ぎないモンゴル族に自治区域が与えられている<sup>44</sup>。このことから、人口比率に捉われることなく、人口比率において各少数民族に多数派になれない民族に対しても積極的にその権利の擁護が図られた事が伺える<sup>45</sup>。

一方で、新疆全域の行政区画そのものは、国民党支配末期の状態をほぼ継承する形がとられた<sup>46</sup>。詳しくは表2に示す通りだが、1947年と49年から52年の状況を比べると、迪化専区の烏河設置局の廃止、タルバガタイ専区での托里（トリ）中心区の新設、伊寧（グルジャ）県が市と県に分離、そして疏附県がカシュガル市と疏附県に分離、疏附専区のカシュガル専区への名称変更を除けば変化がみられない。次いで55年に至る過程では、民族自治区域設立に伴って区域の統合、分離が進められたが、例えばそれまでイリ専区に属していた温泉（アリシャン）、博楽（ボルタラ）、精河（ジン）の三県が分離して、新たにボルタラ・モンゴル自治州を構成するといったように、基本的に県レベルの行政単位は温存される事となった。

表1：民族自治区域名と設立時期

（当代中国叢書編集部編『当代中国的新疆』当代中国出版社、1991年、226-227頁をもとに筆者作成）

レベル	名称	設立時期
自治区	新疆維吾爾自治区	1955.10.1
行政公署（行署）	伊犁哈薩克（イリ・カザフ）自治州	1954.11.29
専区（4）	昌吉回族自治州	1954.9.30
	克孜勒蘇柯爾克孜（クズルス・キルギス）自治州	1954.7.14
	博爾塔拉蒙古（ボルタラ・モンゴル）自治州	1954.7.13
	巴音郭楞蒙古（バインゴリン・モンゴル）自治州	1954.6.23
県（6）	巴里坤哈薩克（バルクル・カザフ）自治県	1954.9.30
	塔什庫爾干塔吉克（タシュクルガン・タジク）自治県	1954.9.17
	和布克賽爾蒙古（コブクサル・モンゴル）自治県	1954.9.10
	木壘哈薩克（モリ・カザフ）自治県	1954.7.17
	察布查爾錫伯（チャプチャル・シボ）自治県	1954.3.25
	焉耆回族自治県	1954.3.15

表2：民国末期から1950年代の新疆行政区画変遷表

(陳潮、陳洪玲『中華人民共和國行政区劃沿革地圖集(1949～1999)』中国地圖出版社, 2003年、周振鶴主編『中国行政区劃通史：中華民国卷』復旦大学出版社, 2007年より筆者作成。変更点は網かけで表示。)

新疆省 (民国36年：1947年ごろ)		新疆省 (人民共和國期：49～52年)		新疆維吾爾自治区 (人民共和國期：55～59年)	
迪化区	迪化市	迪化市	迪化市	烏魯木齊市 (名称変更)	
	迪化県	迪化県	迪化県	烏魯木齊県 (名称変更)	
	昌吉県	昌吉県	昌吉回族自治州 (迪化区から分離して自治州設立)	昌吉県	
	木壘河県	木壘河県		木壘哈薩克自治県 (自治県設立)	
	奇台県	奇台県		奇台県	
	孚遠県	孚遠県		吉木薩爾県 (名称変更)	
	阜康県	阜康県		阜康県	
	景化県	景化県		呼図壁県 (名称変更)	
	綏来県	綏来県		瑪納斯県 (名称変更)	
	乾徳県	乾徳県		米泉県 (名称変更)	
	烏河設置局	×			
	吐魯番県	吐魯番県		自治区直轄	吐魯番県
	鄯善県	鄯善県	(迪化区から分離)	鄯善県	
	托克遜県	托克遜県		托克遜県	
伊犁区	博楽県	博楽県	博爾塔拉蒙古自治州 (伊犁区より分離して自治州設立)	博楽県	
	温泉県	温泉県		温泉県	
	精河県	精河県		精河県	
	伊寧県	伊寧市、伊寧県 (伊寧県の一部を伊寧市として設置)	伊犁哈薩克自治州 (伊犁、阿勒泰、塔城の三区を統合して自治州を設立)	伊寧市、伊寧県	
	雀城県	雀城県		雀城県	
	綏定県	綏定県		綏定県	
	昭蘇県	昭蘇県		昭蘇県	
	鞏留県	鞏留県		鞏留県	
	特克斯県	特克斯県		特克斯県	
	鞏哈県	鞏哈県		尼勒克県 (名称変更)	
	寧西県	寧西県		察布查爾錫伯自治県 (自治県設立)	
	新源県	新源県		新源県	
	承化区	承化県		承化県	阿勒泰区 (名称変更)
布爾津県		布爾津県	布爾津県		
富蘊県		富蘊県	富蘊県		
福海県		福海県	福海県		
哈巴河県		哈巴河県	哈巴河県		
吉木乃県		吉木乃県	吉木乃県		
青河県		青河県	青河県		
塔城区	塔城県	塔城県	塔城区	塔城県	
	烏蘇県	烏蘇県		烏蘇県	
	額敏県	額敏県		額敏県	
	沙湾県	沙湾県		沙湾県	
	和豊県	和豊県		和豊県	
	裕民県	裕民県		裕民県	
	托里中心区 (新設)		托里県 (中心区から県へ行政名称変更)		

新疆省 (民国36年：1947年ごろ)		新疆省 (人民共和国期：49～52年)		新疆維吾爾自治区 (人民共和国期：55～59年)		
塔城區		塔城區		自治区直轄	克拉瑪依市 (伊犁哈薩克自治州から分離する形で設置)	
阿克蘇區	阿克蘇縣	阿克蘇區	阿克蘇縣	阿克蘇區	阿克蘇縣	
	庫車縣		庫車縣		庫車縣	
	温宿縣		温宿縣		温宿縣	
	烏什縣		烏什縣		烏什縣	
	拜城縣		拜城縣		拜城縣	
	沙雅縣		沙雅縣		沙雅縣	
	新和縣		新和縣		新和縣	
	阿瓦提縣		阿瓦提縣		阿瓦提縣	
	柯坪縣		柯坪縣		柯坪縣	
	阿合奇縣		阿合奇縣	阿合奇縣	阿合奇縣 (阿克蘇區から克孜勒蘇柯爾克孜自治州へ統合)	
疏附區	阿図什縣	喀什區 (名称変更)	阿图什縣	克孜勒蘇柯爾克孜自治州 (自治州設立)	阿图什縣	
	烏恰縣		烏恰縣		烏恰縣	
				喀什市、疏附縣 (疏附縣の一部を喀什市として設置)	喀什區 (莎車區を統合)	阿克陶縣 (塔什庫爾干塔吉克自治縣、英吉沙縣、疏附縣、烏恰縣のそれぞれ一部を統合して設置)
	疏附縣		疏附縣	喀什市、疏附縣		
	疏勒縣		疏勒縣	疏勒縣		疏勒縣
	伽師縣		伽師縣	伽師縣		伽師縣
	英吉沙縣		英吉沙縣	英吉沙縣		英吉沙縣
	巴楚縣		巴楚縣	巴楚縣		巴楚縣
	蒲犁縣		蒲犁縣	蒲犁縣		蒲犁縣
	岳普湖縣		岳普湖縣	岳普湖縣		岳普湖縣
莎車區	莎車縣	莎車區	莎車縣		莎車縣	
	叶城縣		叶城縣	叶城縣		
	麦盖堤縣		麦盖堤縣	麦盖堤縣		
	澤普縣		澤普縣	澤普縣		
和闐區	和闐縣	和闐區	和闐縣	和田區 (名称変更)	和田縣 (名称変更)	
	于闐縣		于闐縣		于田縣 (名称変更)	
	墨玉縣		墨玉縣		墨玉縣	
	皮山縣		皮山縣		皮山縣	
	策勒縣		策勒縣		策勒縣	
	洛浦縣		洛浦縣		洛浦縣	
	民豐縣		民豐縣		民豐縣	
焉耆區	焉耆縣	焉耆區	焉耆縣	巴音郭楞蒙古自治州 (焉耆區から分離する形で自治州設立)	焉耆回族自治縣設立	
	和靖縣		和靖縣		和靖縣	
	和碩縣		和碩縣		和碩縣	

新疆省 (民国36年：1947年ごろ)		新疆省 (人民共和國期：49～52年)		新疆維吾爾自治区 (人民共和國期：55～59年)	
焉耆区	庫爾勒県	焉耆区	庫爾勒県	庫爾勒区 (名称変更)	庫爾勒県
	尉犁県		尉犁県		尉犁県
	輪台県		輪台県		輪台県
	若(女編に若)羌県		若(女編に若)羌県		若羌県(名称変更)
	且末県		且末県		且末県
哈密区	哈密県	哈密区	哈密県	哈密区	哈密県
	鎮西県		鎮西県		巴里坤哈薩克自治県(自治県設立)
	伊吾県		伊吾県		伊吾県

## 2. イリ・カザフ自治州成立を巡る議論

中国共産党に対する抵抗が多発していた北疆において、民族自治区域を設立することは新疆を統治する上で重要課題であった。北疆は天山山脈以北のジュンガリ盆地周辺地域を指し、別名ジュンガリアと呼ばれる。ジュンガリアは大まかにイリ、タルバガタイ、アルタイの三地域から形成され、44年に樹立された東トルキスタン共和国はこの三区を領域としていたことから、その運動は「三区革命」と称せられた。革命が展開された背景にはソ連の助力があったと言われ、指導者にもソ連への留学経験を持つ者が多くソ連志向の傾向が存在した。

そもそもロシア人と新疆の結びつきは古くに遡る。19世紀後半に新疆で現地ムスリムによる清朝に対する反乱が生じた際、この機に乗じたロシアは自国の権益とロシア人居留民の保護を目的として1871年にイリ地域を占有するに至った。81年に露清間で結ばれたイリ条約によってイリ地域は清朝に返還されるが、多額の賠償金と貿易上の特権をロシアに与える結果となる。加えて1930年代から新疆で台頭した軍閥盛世才は、ソ連の支援を受けてこの地の支配を確立した。カムルにはソ連軍が派遣され、その後40年代半ばまでジュンガリアはソ連の植民地状態であった。中華人民共和国成立後もこの地にソ連の影響力は色濃く残り、49-50年におけるモスクワでの交渉で、新疆におけるソ連の経済的特権が認められたことは前述した通りである<sup>47</sup>。

新疆「解放」に伴いジュンガリアは中国領に組み込まれたものの、都市と草原地域の両方において共産党の支配力は極めて脆弱であり、この状況は50年代を通じて党を悩ませ続けた。この地域

は遊牧を生業とするカザフが主要民族として存在し、季節に応じて草原と山岳地帯を移動して定住生活を営まない彼らを統治することは困難な課題であった。このカザフを取り込むために、都市と牧区ではそれぞれ異なるキャンペーンが繰り返された。ソ連志向の知識人が多い都市部では、中ソ友好協会により中国革命よりも社会主義を強調したプロパガンダが行われ、草原地域の牧民に対しては人民解放軍の演劇隊により、過去の抑圧的な体制と対比させる形で、現在の中華人民共和国政府の先進性が強調された<sup>48</sup>。

当時北疆に行署レベルのカザフ族自治区域を設立することは決定していたが、実際にどの程度の範囲をその区域とするかに関しては、議論が紛糾した模様である。新疆分局統戦部部长であった呂劍人はこの議論の内幕を紹介しており、具体的に以下の四つの意見が見られた<sup>49</sup>。①イリ、アルタイ、タルバガタイの三区をカザフ族自治区とする、②ウルムチを入れた四区を自治区とする、③さらにハミを加えた五区にする、④タルバガタイ、アルタイの二区で構成する。ここではイリ専区をカザフ族自治区に入れるか入れないかが最大の争点となり、最終的にイリ、タルバガタイ、アルタイの三区でもってカザフ族自治区とすることが決定されたが、1953年制定の「新疆省民族区域自治実施計画」からこの理由を知ることができる<sup>50</sup>。それは、①カザフ族はウイグル族に次ぐ二番目の人口を有し、この現状を区域の規模に反映させるため、②カザフ族幹部の要望に応え、カザフ族と漢族、ウイグル族との歴史的なわだかまりを解消し、中央に対する信頼と新疆建設の責任感を生じさせるため、③天山山脈とアルタイ山脈に囲まれた地域であるという地理的要因から、④

「東トルキスタン共和国」の領域を継承するため（三区革命政権と軍隊による5年間の指導があり、政治、経済、文化、教育、軍事など各方面の密接な関係が存在した）、⑤清朝の新疆統治に抵抗した辛亥革命時の伊犁起義や国民党統治を打倒した三区革命に見られるように、各人民が中国革命と新疆解放に貢献してきた歴史を有するため、⑥カザフ族は国境を超えて居住し、三区はカザフスタン共和国と隣接しており、三区にカザフ族自治区を設立することは、新疆の安定だけでなく、祖国統一を守る上で重要な戦略的意義を有するため、であった。特に第六の理由に関してソ連を強く意識していることがうかがえる。新疆の産業部門と都市部に親ソ的なカザフ族、ウイグル族知識人が集中しており、親ソ的リーダーが存在した「東トルキスタン共和国」の影響が存続し、新疆には1万7000人もものソ連志向の幹部が存在していたとされる。しかも50年当時においてイリ・カザフ自治区総人口約70万人の内、40%を占める20万人強がソ連国籍を持つ人々であった。

この決定に対してウイグル族幹部からは、ウイグル族人口の多いイリ専区をカザフ自治区に組み込む事への反発が生じた。しかし新疆分局と省人民政府による調査研究の後、三区を統合する政策に誤りがないことが確認され、カザフ族の熱望もあって、ウイグル族の意見は誤った認識として退けられることになる。

1953年12月、「新疆省民族区域自治実施計画」に対する中央人民政府政務院の正式な返答を以て、自治州設立の準備工作が開始され、1954年4月20日21日にウルムチで各界人士120名参加による座談会が開催（新疆分局と省人民政府主催）された。そこで決定されたのは、①三つの原則（一：共産党の指導、二：自治区は中国と新疆の不可分の領土、三：民族の団結）を堅持すること、②51人からなる準備委員会を設立すること、③グルジャ、ウルムチ、カシュガル的重要性に鑑み、伊寧を自治区の首府とすることであった。その後、準備委員会は「中華人民共和國民族区域自治実施綱要」の原則に基づき、名称に関する三つの案を提出した。具体的には、①イリ・カザフ族自治区、②イリ・タルバガタイ・アルタイ・カザフ族自治区、③イリ・アルタイ・カザフ族自治区であったが、経済・文化・人口面でのイリ地区の

発展性と、イリは三区の代名詞であるという理由などから、中国共産党中央は名称を「イリ・カザフ族自治区」に決定し、11月の成立に至っている<sup>51</sup>。イリ・カザフ自治州政府の州長にはパティハン（カザフ族）、副州長には李惠友（漢族）、アブドレヒムエイサ（ウイグル族）、ユスブハン（カザフ族）が就任し、35人からなる委員の内訳は、カザフ族18名、ウイグル族8名、漢族2名、他民族7名であった<sup>52</sup>。また55年には、「中華人民共和國憲法」の規定に従い、名称を「イリ・カザフ自治州」に改称している。

以上から、カザフ族自治区設立の背景には、カザフ族が隣接するカザフスタン共和国に引きつけられる事を阻止する意図と、三区革命の舞台となったこの輝かしい地域を領域的にそのままカザフ族自治区とすることで、新中国への求心力を強める意図があった事がわかる<sup>53</sup>。

## V. おわりに

以上のプロセスを経て1955年9月30日に新疆省第一期人民代表大会第二次会議上で自治区政府主席にサイピディン（ウイグル族）、副主席に高錦純（漢族）、イミノフ（ウイグル族）、パティハン（カザフ族）ら3名、そして37名の委員（内訳はウイグル族17名、漢族7名、カザフ族4名、ほか民族9名）が選出され、翌10月1日に新疆ウイグル族自治区が成立する<sup>54</sup>。副主席のパティハンはイリ・カザフ自治州政府の州長であり、主席のサイピディンは40年代の東トルキスタン共和国とその後国民党との連合政府において教育庁長を務めた指導者であった。彼は東トルキスタン共和国の他の主だった指導者たちが、49年に毛沢東の要請を受けて北京に向かう途中に遭難する中で生き残り、中国共産党のウイグル族幹部として頭角を現した人物である。

建国当初、中国共産党の新疆における権力基盤は極めて脆弱であった事は繰り返し述べた。49年の新疆進駐も、スターリンの助力と旧東トルキスタン共和国指導者たちの中国参画の約束によって実現を見たのであり、三区革命勢力をよすがとして中国共産党の新疆統治が開始され、統合に向

けた試行錯誤を繰り返し、一定の支配を確立されたのが55年10月の新疆ウイグル自治区成立であった。そして、定住することなく移動を繰り返すカザフの大地、ソ連志向を強く持ち続ける少数民族の存在、反中国的要素を持った三区革命の舞台という歴史的記憶を持つイリ・カザフ自治州の成立が、55年に至るプロセスの中で大きな山場であったと言えるだろう。もちろん各民族自治区域が設立される過程で、その区域の配置に関する不満がウイグル族から挙がった事は紹介した<sup>55</sup>。しかし50年代前半は、民族平等の原則の下で可能な限り各民族の権利の保障が目指された時期であったと位置付けられる。

以上、新疆ウイグル自治区の成立過程を考察してきたが、中国共産党による新疆統合の試みが終わった訳ではない。農業地区における土地改革、牧業地区における集団化と定住化がこれに続き、さらには穏健であった民族政策が、急激な社会主義改造と中央による積極的な新疆開発政策の推進に転換された。少数民族から噴出した不満の声は、1957年末から「地方民族主義」の名の下に厳しく弾圧を受け、中央の統制が強化されていく事となる。この50年代を通じた統合の試みに対する分析は、今後の課題としたい。

## [注]

- 1 1933年にホタン地域で生じた武装蜂起の指導者で、「東トルキスタン・イスラーム共和国」の樹立に関与したとされる人物。共和国崩壊後から42年に至るまでインドとアフガニスタンで亡命生活を送り、この間に『東トルキスタン史』を執筆した。ボグラと彼の著作に関しては、清水由里子・新免康・鈴木健太郎『ムハンマド・エミン・ボグラ著『東トルキスタン史』の研究』NIHUプログラム「イスラーム地域研究」東大拠点発行、2007年、および、清水由里子『ムハンマド・エミン・ボグラに関する一考察—その思想形成の背景と著作『東トルキスタン共和国史』を中心に—』『日本中央アジア学会報』第五号、2009年3月を参照。
- 2 中国の公式見解ではブルハンはウイグル族とされている。しかし実際は、現在のタタールスタン共和国の首都カザンで生まれたタタール人であったことには注意が必要である。また本稿では便宜上、新疆に暮らす民族の名称を述べる際に、中華人民共和国成立以降は「ウイグル族」、「カザフ族」など現在の中国の民族名称に則った「族」を付けた呼び名で統一し、それ以前では「人」を用いる。
- 3 毛里和子『周縁からの中国—民族問題と国家』東京大学出版会、1998年、142-143頁。漢族の大量流入も不満をもたらす要因であり、1949年には新疆総人口433万人中、ウイグル族は329万人（75.95%）、漢族は29万人（6.71%）であったが、2007年には総人口2095万人中、ウイグル族965万人（46.06%）、漢族823万人（39.32%）と両民族の人口はほぼ拮抗するに至っている。またウイグル族について人口が多い少数民族であるカザフ族は、49年時点で44万人（10.24%）、2007年時点で148万人（7.08%）である。これに関しては、新疆維吾爾自治区統計局『新疆統計年鑑2008』中国統計出版社、2008年、周宗経主編『中国人口・新疆分冊』中国財政経済出版社、1990年を参照。
- 4 Frederick Starr, ed. 2004. *Xinjiang: China's Muslim borderland*, M.E. Sharpe Inc. New York and London, pp. 3-24.
- 5 毛里、前掲書。
- 6 Donald Mcmillen. 1979. *Chinese Communist Power and Policy in Xinjiang, 1949-1977*, Westview Press.
- 7 加々美光行『知られざる祈り—中国の民族問題』新評論、1992年。
- 8 王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』東京大学出版会、2006年。
- 9 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策（増補改訂版）』社会評論社、2008年。
- 10 オスマンは、カザフ族の首領で元東トルキスタン共和国アルタイ地区専員であった。46年に国民党との新疆省連合政府が成立した後、国民党に接近したとされ、中国共産党への抵抗運動の末、51年に人民解放軍に捕えられ処刑されている。彼を英雄視する人々の間では、尊敬の念をこめてオスマン・バートル（batur：英雄、勇士の意味）と呼ばれる。東トルキスタン共和国からの離脱、国民党との接触の過程、さらには中国共産党との関係については、比嘉清太「オスマン・イスラーム小史—一部下だったカザフ人へのインタビュー—」『中国研究月報』655号、2009年9月を参照。
- 11 ヨルバルスは31年にクムルで生じた蜂起に関わった人物。後に国民党に接近し、50年4月には台湾の国民政府により新疆省政府主席兼新疆綏遠総司令に任じられた（加藤直人「虎王ヨルバルス」『東方』31号、1983年10月を参照）。またジャニムハンは国民党新疆政府財政庁長官であった。以上、新疆生産建設兵団史志編纂委員会編『新疆生産建設兵団発展史』新疆人民出版社、1998年、31頁を参照。
- 12 『新疆日報』1951年2月5日、Godfrey Lias, "Kasakh Nomads' Struggle against Communism," *The Times* (London, Feb. 17 and 18, 1955)、Gerge Mosley. 1966. *A Sino-Soviet Cultural Frontier: The Ili Kazakh Autonomous Chou*, Harvard University Press, p. 120、Walter Sullivan, "Chief Vows Fight on Sinkiang Reds: Fugitive Osman Bator Says in Mountain

- Hideaway, Tribes Will Never Yield" *The New York Times* (New York, Apr.18, 1949.) を参照。オスマンはアメリカの通信員と懇意であったとされ、当時の英字新聞に多数情報が見受けられる。
- 13 当代中国叢書編集部編『当代中国的新疆』当代中国出版社, 1991年, 69-71頁。
- 14 『新疆日報』1950年6月25日を参照。オスマンと国民党、アメリカとの関係およびその掃討作戦の展開については、同日報50年1月31日、2月13日、5月10日、包爾漢『包爾漢選集』民族出版社, 1989年, 130-132頁も参照。
- 15 当時、ロシアの通商活動が歴史的に盛んであったイリ、タルバガタイ地域のカザフ族はソ連志向であったという。これに対してアルタイ地域のカザフ族はソ連を好まず、国民党やアメリカ寄りであったとされ、オスマンもアルタイ出身であった。Mosley, pp.15-19.
- 16 ファティハは44年の東トルキスタン共和国建国へ繋がる発端となったイリ地区ニリカにおけるテュルク系ムスリム蜂起部隊を指揮した(ヘニーはこの部隊の第二隊250名を率いる隊長であった)。この後、東トルキスタン共和国軍司令部副指揮官となるが、共和国主席イリハン・トレと対立し、軍指導部から排除され、ニリカ県長となる。詳しくは、王柯『東トルキスタン共和国研究—中国のイスラムと民族問題』東京大学出版会, 1995年, 110-112頁, 132頁, 151-153頁を参照。
- 17 歴声『中国新疆歴史与現状』新疆人民出版社, 2006年, 137-160頁。
- 18 『新疆日報』1950年2月15日。
- 19 日本国際問題研究所中国部会『新中国資料集成第3巻』日本国際問題研究所, 1969年, 52-53頁(資料21「中ソ間の条約および協定締結に関する中ソ両国の公告—: 1950年2月14日」)を参照。
- 20 同前, 54-55頁(資料22:「中ソ友好同盟相互援助条約—: 1950年2月14日」)。
- 21 同前, 56-57頁(資料23: 中国長春鉄道、旅順港および大連に関する中ソ協定—: 1950年2月14日)、58-59頁(ソ連から中華人民共和国への借款供与に関する中ソ協定—: 1950年2月14日)を参照。
- 22 同盟条約と共に結ばれた秘密の新疆・東北に関する「補充協定」に関しては、沈志華主編『中蘇関係史綱(1917-1991)』新華出版社, 2007年, 99-112頁、および沈志華『中蘇結盟と蘇聯対新疆政策的变化(1944-1950)』『近代史研究』1999年3号, 213-242頁を参照。
- 23 この結果、新疆石油開発、新疆有色金属開発、民用航空、大連造船会社が誕生した。『新疆日報』1950年3月30日。
- 24 毛里和子『中国とソ連』岩波新書, 1989, 31-32頁。
- 25 Christian F. Ostermann, ed. 2008. *Cold War International History Project Bulletin: Issue 16, Inside China's Cold War*, Woodrow Wilson International Center for Cold War, Woodrow Wilson International Center for Scholar, p.162 (文書No.42「コパレフからスターリンへの電信(1949年5月17日)」)を参照。
- 26 Ostermann, p.167(文書No.45「毛からスターリンに宛てた電報(1949年6月14日)」)を参照。
- 27 馬歩芳は1930、40年代に青海地方を事実上支配していた回族軍閥。一族には馬歩青、馬鴻逵(寧夏地域に君臨して「寧夏王」と呼ばれた)、馬鴻賓らがあり、新疆で活動した馬仲英は甥にあたる。1936年には黄河を渡って西進してきた張国燾率いる共産党紅軍2万人をせん滅するが、49年8月に彭徳懷に率いられた人民解放軍に敗北する。
- 28 Ostermann, pp.139-141(文書No.33「ミコヤンと周恩来の会話の覚書(1949年2月1日、夕)」)を参照。
- 29 Ostermann, p.169(文書No.46「スターリンから毛に宛てた電報(1949年6月18日)」)を参照。
- 30 Ostermann, pp.170-172(文書No.47「1949年6月27日スターリンとCCP代表との会談の覚書」), pp.173-176(文書No.49「1949年7月19日、劉少奇から毛沢東への電報」)を参照。
- 31 新疆社会科学院歴史研究所『新疆簡史(第三冊)』新疆人民出版社, 1980年, 511-527頁、及び毛里前掲書, 1998年, 242頁を参照。
- 32 毛里前掲書, 1998年, 45-50頁。
- 33 人民出版社編『民族政策文獻彙編』人民出版社, 1953年, 1頁。
- 34 同前, 164-170頁、中共新疆維吾爾自治区委員会党史研究室編『中国共産党与民族区域自治制度的建立和發展』上下冊, 中共党史出版社, 2000年, 148-149頁を参照。
- 35 洪英『中国の地方制度における自治問題—民族区域自治制度に関する考察を中心に』明石書店, 2006年, 318-328頁。
- 36 王希恩主編『当代中国民族問題解析』民族出版社, 2002, 240-242頁。ただし、この自民族言語文字による情報の授受および自民族語で民族教育を受ける権利は、自治区域が付与された民族に優先的に与えられる。民族区域自治は、自治権が個人ではなく地域に付与されるため、自治区域に居住しない少数民族は権利を享受できない。
- 37 人民出版社編, 前掲書, 13-14頁。
- 38 中共新疆維吾爾自治区委員会党史研究室編, 前掲書, 793-795頁。
- 39 「中共中央就召開新疆分局擴大會議的指示電」(1951年3月31日)同前, 303-304頁。
- 40 「在喀什地区党政軍民幹部大會上的講話」(1951年5月5日)同前, 304-306頁。また同様の発言は「王震同志在迪化市四期人民代表大會的講話」『新疆日報』1951年3月20日にも見られる。
- 41 『新疆日報』1952年8月14日。
- 42 当代中国叢書編集部編, 前掲書, 224-225頁、朱培民「周恩来与新疆」『西域研究』1998(1), 1-8頁, 1998年を参照。

- 43 人民出版社編、前掲書、11-12頁、『新疆日報』1951年5月20日を参照。
- 44 これら統計数値はそれぞれ、和布克賽爾蒙古自治県地方志編纂委員会編『和布克賽爾蒙古自治県志』新疆人民出版社、1999年、焉耆回族自治州地方志編纂委員会編『焉耆回族自治州志』新疆人民出版社、1998年、巴里坤哈萨克自治県地方志編纂委員会編『巴里坤哈萨克自治県志』新疆大学出版社、1993年、巴音郭楞蒙古自治州地方志編纂委員会編『巴音郭楞蒙古自治州志』上中下冊、当代中国出版社、1994年を参照。
- 45 この点に関して、ウイグル族からの反発があった事が想像できる。現在においても、この各民族自治区の設立によって自らの領域が意図的に分断された、とするウイグル族の声が存在する。
- 46 国民党支配期末期から1950年代に至る行政区画の変遷に関しては、陳潮、陳洪玲『中華人民共和国行政区劃沿革地圖集（1949-1999）』中国地圖出版社、2003年、周振鶴主編『中国行政区劃通史：中華民国卷』復旦大学出版社、2007年を参照。
- 47 Mosley, p.11, p.15.
- 48 Mosley, p.27.
- 49 呂劍人「關於新疆推行民族区域自治問題的意見」（1953年6月1日）中共新疆維吾爾自治区委員会党史研究室編、前掲書、319-329頁。
- 50 以下、祁若雄「伊犁哈萨克自治州的成立和体制問題的初步解決」同前、812-821頁を参照。
- 51 『新疆日報』1954年12月3日。
- 52 同前1954年12月4日。
- 53 1940年代に発生した三区革命は、現地トルコ系ムスリムによる中国からの分離主義的傾向を孕んでいたが、現在の中華人民共和国の公式見解では、国民党勢力に抵抗した中国革命の一部と評価されている。
- 54 『新疆日報』1955年10月1日。
- 55 チベット自治区においても自治区域に対する不満が見られる。チベット亡命政府が主張するウツァン、アムド、カムから成る「大チベット」は、現行の行政区画においてはチベット自治区、青海省、四川省、雲南省に分割されている。「チベット人からすれば、自治区や省の境界線は民族としての一体性を分断する、不本意な「人為的な国境」となっている。毛里前掲書、1998年、252頁。

田中 周（たなか あまね、1978年生）

所 属 早稲田大学アジア研究機構現代中国研究所研究助手

早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 日本中央アジア学会、内陸アジア史学会

研究分野 地域研究